

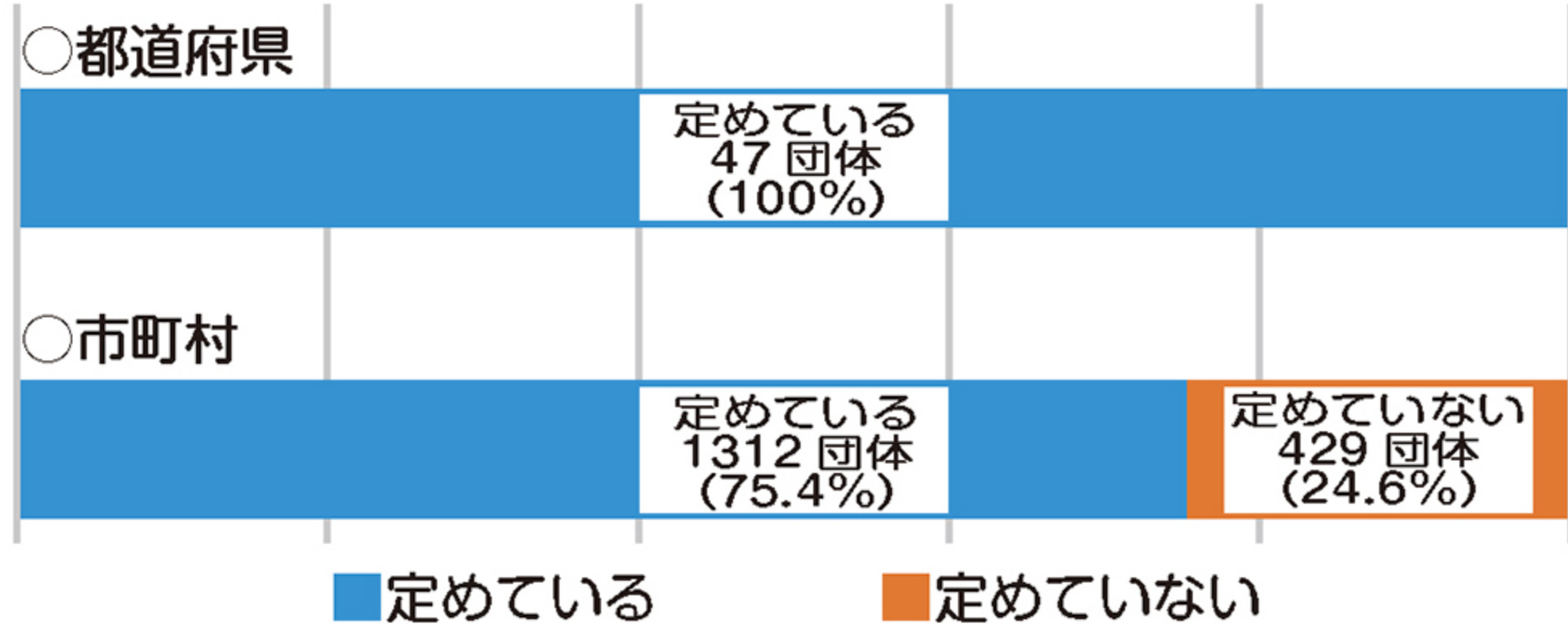
医療的ケア児支援法改正のポイント

- 支援対象が「子ども」から「成人」へ拡大、重症心身障害者も新たに対象
- レスパイト・就労・住居など生活支援が大幅に拡充
- 支援センターの設置主体が指定都市、中核市、政令で定める市、特別区レベルまで拡大
- 地域協議会の新設で多機関連携を強化
- 災害時支援・個別避難計画への協力を明記
- 地域格差の是正を国・自治体の責務として明確化

医療的ケア児支援法 現行法と改正後の違い

現行法	改正後
医療的ケア児(18歳未満)中心	成人した医療的ケア者及び家族も対象
学校・保育が中心	就労・住まい・生涯学習まで拡大
成人後への配慮規定のみ	切れ目ない医療提供を明記
家族支援は限定的	レスパイト・ピアサポートを明記

地方公共団体の受援計画の策定割合（令和5年6月1日現在）



地方公共団体の受援計画における主な項目の記載割合

(令和5年6月1日現在)

項目	都道府県	市町村
庁内全体の 受援担当者選定	100.0%	72.3%
受援対象業務の 整理	91.5%	58.1%
各業務の 受援担当者選定	85.1%	55.9%
応援職員等の 受け入れ環境確保	89.4%	49.7%